

平成 27 年度独立行政法人大学評価・学位授与機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下、「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人大学評価・学位授与機構調達等合理化計画(以下、「計画」という。)を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成 26 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は24件、契約金額は2. 8億円である。また、競争性のある契約は18件(75%)、2. 56億円(91%)、競争性のない契約は6件(25%)、0. 24億円(9%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合は、件数・金額ともに小さくなっている(件数は△25%の減、金額は△23%の減)、真にやむを得ないもの以外、競争入札に移行している。

表1 平成 26 年度の機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(72%) 21	(90%) 2. 9	(71%) 17	(89%) 2. 5	(△19%) △4	(△14%) △0. 4
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(4%) 1	(2%) 0. 06	(100%) 1	(100%) 0. 06
競争性のある契約(小計)	(72%) 21	(90%) 2. 9	(75%) 18	(91%) 2. 56	(△14%) △3	(△12%) △0. 34
競争性のない随意契約	(28%) 8	(10%) 0. 31	(25%) 6	(9%) 0. 24	(△25%) △2	(△23%) △0. 07
合 計	(100%) 29	(100%) 3. 21	(100%) 24	(100%) 2. 8	(△17%) △5	(△13%) △0. 41

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は6件(33%)、契約金額は1. 82億円(71%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は件数については小さくなっているものの、一者応札による政府調達契約が増えたため、金額は大きくなっている(件数は△40%の減、金額は98%の増)

表2 平成26年度の機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	11 (52%)	12 (67%)	1 (9%)
	金額	1. 98 (68%)	0. 75 (29 %)	△1. 23 (△62%)
1者以下	件数	10 (48%)	6 (33%)	△4 (△40%)
	金額	0. 92 (32%)	1. 82 (71 %)	0. 9 (98%)
合 計	件数	21 (100%)	18 (100%)	△3 (△14%)
	金額	2. 9 (100%)	2. 56 (100%)	△0. 34 (△12%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募の状況については引き続き改善に向けた取り組みを行っていくが、平成27年度においては、特に下記の分野について重点的に取り組むこととする。

○共同調達等による経費の削減について

平成28年4月の独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合に向けて、物品や役務の調達に関して、これまで各法人で実施している同様の調達案件等の事前調査を行い、共同調達等を行うことにより、経費の削減や調達事務の合理化を図る。

【共同調達等の実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【】は評価指標)

(1) 隨意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、理事直轄の監査室に事前に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける。

【点検状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

- ① 監査業務に特化した独立の部署である理事直轄の監査室において、予算執行及び会計処理の適正を目的とし内部監査を実施する。

【内部監査の実施状況】

- ② 契約係が主体となって、他機関における不正防止に関する取り組みや過去に取引停止に至った事例等を確認・検証する。

【検証実施状況】

4. 自己評価の実施

計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事

副総括責任者 管理部長

メンバー 会計課長、会計課課長補佐、契約係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、機構長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

計画及び自己評価結果等については、機構のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行うものとする。